

福祉館なごみ空きスペース活用事業に関する企画提案実施要領

1. 目的

本事業は、有田市福祉館なごみにおいて現在未利用となっている対象スペースについて、民間事業者や NPO 法人等のノウハウ・専門性を活用し、地域福祉の拠点として有効活用を図るものです。市民の福祉増進や各世代間の交流促進、ボランティア活動の活性化等を通じて、誰もが生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2. 事業の概要

① 事業名	福祉館なごみ空きスペース活用事業
② 対象施設	有田市福祉館なごみ 1 階の食堂、厨房、機械浴室、脱衣室及び一般浴室の全部又は一部(詳細は仕様書のとおり)。 なお、本事業に係る提案者は使用を希望するスペースを企画提案書において明示するものとし、最終的な使用許可の範囲は、提案内容、審査結果、他の提案との競合状況及び施設管理上の支障の有無等を踏まえ、本市が決定する。
③ 使用形態	行政財産使用許可(有田市財務規則(昭和 55 年有田市規則第1号)第 136 条)
④ 使用許可期間	各年度の使用許可期間は、当該年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで(初年度にあつては、使用許可の日の翌日から当該年度末の 3 月 31 日まで)とする。 ※令和 8 年 11 月中の本格運用開始を想定する。 ※本事業は令和 10 年 3 月 31 日までの使用を見込む。 ※期間満了後の取扱い(更新又は再公募等)は、本市が別途定める。
⑤ 使用料	行政財産使用料は、本事業の公益性等を踏まえ、所定の手続を経て全額免除する予定である。ただし、光熱水費その他の実費は、使用者の負担とする。
⑥ 実施事業	別紙「福祉館なごみ空きスペース活用事業に関する企画提案仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

3. 選定方法

企画競争方式により、対象施設の使用許可候補者を選定する。本市は、審査の結果、一定の評価基準を満たした提案の中から、提案内容、使用を希望するスペース及び日時、他の提

案との競合状況、事業間の相乗効果並びに施設管理上の支障の有無等を総合的に勘案し、使用許可候補者を1者又は複数者選定する。

選定された使用許可候補者に対しては、使用範囲、使用日時その他必要な事項を調整した上で、有田市財務規則第136条の規定に基づき、対象となる行政財産の使用を許可する。

4. 参加する者に必要な資格及び事業実施上の条件

本企画提案事業へ参加できる者は、企画提案書を提出した日から使用許可を受ける日までの間、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、使用許可後においても、使用者は使用許可期間中、当該要件を継続して満たさなければならない。

- ① 法人、その他の団体又は個人事業主であって、本事業を継続的かつ安定的に実施できる体制を有する者であること。なお、事業の実施に許認可、登録又は届出等を要する場合は、これを有し、又は事業開始までに確実に取得できる見込みがあること。複数の法人等による共同提案も可とする。この場合は、代表者を定め、責任分担を明確にすること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当せず、かつ、第2項各号に該当する者を代理人等として使用していないこと。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 有田市建設工事等に係る入札参加資格停止等の措置要綱(平成20年有田市訓令第2号)による指名停止の期間中である。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている。
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている。

※ ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- ④ 市税等を完納していること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ⑥ 宗教上の組織若しくは団体の利益を図る活動又は宗教の教義を広め、儀式行事を行い、若しくは信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。また、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ⑦ 駐車場の利用制限
本施設は限られた駐車スペースにより運営されており、来客専用枠の確保が必須である。そのため、使用者はスタッフ等の通勤・業務車両について、近隣の民間駐車場を自ら確

保・利用する前提で計画を立てること。提案時には、駐車台数の上限管理や、混雑時の来客誘導等、実効性のある運用方法を記載すること。

5. 参加申出書の提出

① 募集の周知 有田市ホームページへの掲載による。

② 提出書類(提出部数 各 1 部)

ア 企画提案参加申出書(別記第 1 号様式)(写し不可)

イ 委任状(別記第 2 号様式)(写し不可)(代理人等に参加手続等の委任を行う場合)

ウ 提案者の所在地を管轄する市町村が発行する市町村税完納証明書、又は市町村税に滞納がないことを証する納税証明書等。法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地、その他の団体にあつては主たる事務所又は活動拠点の所在地、個人事業主にあつては住所地を管轄する市町村が発行するものとする。なお、共同提案の場合は、代表者及び全ての構成員について提出すること。いずれも発行後 3 か月以内のものとし、写し可とする。

エ 法人にあつては登記事項証明書、その他の団体にあつては定款・規約等、個人事業主にあつては住民票を提出すること。(いずれも発行後 3 か月以内のものとし、写し可とする。共同提案の場合は、代表者及び全ての構成員について提出すること。)

オ 身分証明に係る誓約書(個人のみ)(別記第 3 号様式)(写し不可)

③ 提出期間 令和 8 年 9 月 1 日(火)から令和 8 年 9 月 18 日(金)17 時(必着)

④ 提出先 有田市役所 福祉課

⑤ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)

6. 質問及び回答、現場確認について

質問がある場合は、質問書(別記第 4 号様式)に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。また、電子メールの送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

① 提出期間 令和 8 年 9 月 1 日(火)から令和 8 年 9 月 7 日(月)17 時(必着)

② 提出先 有田市役所 福祉課

③ 提出方法 電子メール(宛先:fukusi@city.arida.lg.jp)

④ 回答方法 質問の内容及び回答は、令和 8 年 9 月 11 日(金)までに本市のホームページに掲載する。

現場確認を希望する者は、事前に市と日程調整の上、令和 8 年 9 月 11 日(金)までの開館日に現場確認を行うことができる。現場確認を希望する場合は、福祉課へ事前に連絡すること。なお、現場確認の有無にかかわらず、参加者は対象施設の状況を十分確認した上で提案を行うものとし、使用許可後に施設の状況を理由として異議を申し立てることはできない。

7. 企画提案の概要

仕様書の目的及び内容を踏まえ、次に掲げる事項を記載した企画提案書を提出すること。

① 提案者の概要及び実績

法人、団体等の概要及び本事業に類似する事業の実績を記載すること。

② 提案事業の内容

有田市福祉館なごみ設置及び管理に関する条例(平成 13 年有田市条例第 22 号)の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項のうち 1 つ以上に関する事業を提案すること。

ア 高齢者・障害者等のいきがい活動

イ 介護事業

ウ 児童福祉

エ 市民の福祉増進

オ 各世代間の交流促進

カ ボランティア活動の啓発及び調整

キ その他、福祉館の設置目的の達成に資する事業

提案内容については次の事項を記載すること。

- ・ 事業の目的及び内容
- ・ 対象者及び想定利用者数
- ・ 期待される効果
- ・ 使用を希望するスペース
- ・ 実施予定日、実施時間及び実施頻度
- ・ 他の使用者との共用の可否

③ 事業実施体制及びスケジュール

事業の実施体制、人員配置、事業開始までの準備スケジュール及び継続的かつ安定的な運営に関する考え方を記載すること。

④ 収支計画

光熱水費その他の実費負担を含む、本事業の収支計画を記載すること。

⑤ その他の提案

対象スペースの有効活用又は本事業の目的の達成に資する追加提案がある場合は、その内容を記載すること。

なお、使用範囲及び実施日・時間については、他の提案との調整又は施設管理上の必要により、市が変更を求めることがある。この場合、市と提案者は、提案の趣旨及び実現可能性を損なわない範囲で調整するものとする。

8. 企画提案書の提出

① 提出書類 企画提案書(様式自由)

② 提出部数 6部

③ 提出期限 令和 8 年 9 月 24 日(木)17 時(必着)

- ④ 提出先 有田市役所 福祉課
- ⑤ 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メール(宛先:fukusi@city.arida.lg.jp)
持参又は郵送の場合は、外封筒に「福祉館なごみ空きスペース活用事業企画提案書在中」と朱書きすること。電子メールによる場合は、PDF 形式により送付すること。
- ⑥ その他
 - ア 提出された書類は返却しないものとする。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めないものとする。
 - イ 企画提案書の内容については、本市に帰属するものとする。
 - ウ 提案は1案とする。
 - エ 提出書類は非公開とするが、使用許可を受けた者については、提出書類の全部又は一部が情報公開の対象となることがある。

9. 審査及び決定

① 審査機関

本企画提案事業の審査は、有田市福祉部において実施する。なお、本企画提案事業の有田市ホームページへの掲載日から使用許可候補者の選定結果を通知する日までの間、参加者(その関係者を含む。)は、審査に関与する職員に対し、本企画提案事業に関して直接又は間接に接触してはならない。当該行為を行い、又は行おうとしたことが判明した場合、市は、当該参加者を失格とし、又は使用許可候補者としての選定を取り消すことができる。ただし、本要領に基づく質問、現場確認その他市が指定した手続による接触はこの限りでない。

② 概要

福祉部は、本企画提案の審査を行い、一定の評価基準を満たした提案を選定対象とする。選定対象となった提案の中から、提案内容、希望する使用範囲及び使用日時、他の提案との競合状況、事業間の相乗効果並びに施設管理上の支障の有無等を総合的に勘案し、使用許可候補者を1者又は複数者選定する。

なお、参加者が1者のみの場合であっても審査を行い、評価基準を満たす場合に限り、当該参加者を使用許可候補者として選定する。

③ 審査

書類の提出があった者が多数の場合には、本審査に先立ち、企画提案書による一次審査(書類審査)を行い、上位3者程度を選定する。なお、一次審査と本審査(プレゼンテーション)は、それぞれ評価基準に掲げる評価項目に基づき審査を行うものとする。

【一次審査(書類審査)】

一次審査を実施する場合には、各提案者に対し事前にその旨を連絡の上、可否を通知する。その際、たとえ提案者からの求めであっても、その者の順位及び採点結果は公表しない。ただし、使用許可を行った後においては、参加者の総数を公表するとともに、各提

案者に対してのみ、その者の順位及び採点結果を開示する。

【本審査(プレゼンテーション)】

一次審査を通過した者(一次審査を実施しない場合は全ての提案者)を対象に、次のとおり本審査を実施する。

ア 実施日 令和8年10月1日(木) 予備日:令和8年10月5日(月)

イ 出席者は3名までとする。なお、今後実務を担当することになる者を同席させること。

ウ 追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションの時間は、説明20分、質疑応答10分の計30分を予定しているが、参加申込数により変更する場合がある。

オ パソコン等の準備は20分以内とする。

カ プレゼンテーションに必要なパソコン、プロジェクタ、接続ケーブル等は提案者が持参すること。ただし、スクリーンについては本市で用意する。

※ オンライン形式の場合は、事前に市と実施方法について協議し、Web会議システムのホストは提案者側で用意し、事前に招待URLを本市に送付すること。

キ プレゼンテーションは非公開とする。

④ 評価基準

別に掲げる「福祉館なごみ空きスペース活用事業の評価基準(一次審査用・本審査用)」のとおり

⑤ 選定方法

各提案者の獲得点数は、本審査における各審査員の採点の総和とする。一定の評価基準を満たした提案の中から、獲得点数、希望する使用範囲及び使用日時、提案相互の両立可能性、事業間の相乗効果並びに施設管理上の支障の有無等を総合的に勘案し、使用許可候補者を1者又は複数者選定する。複数の提案が同一のスペース又は同一の使用日時を希望し、両立が困難な場合は原則として獲得点数の高い提案を優先する。ただし、使用範囲又は使用日時の調整により両立が可能な場合は、この限りでない。なお、審査の結果、一定の評価基準を満たす提案がない場合又は施設管理上の支障があると認められる場合は、使用許可候補者を選定しないことがある。

⑥ 結果通知

各提案者に対し、当該提案者の獲得点数及び選定結果並びに参加者の総数を通知する。また、使用許可候補者として選定した者の商号又は名称を本市のホームページに掲載する。なお、複数の使用許可候補者を選定した場合において、使用範囲、使用日時その他の条件について調整が必要なときは、その調整が完了した後に使用許可を行うものとする。

⑦ 使用許可

ア 使用許可候補者として選定された者は、提案の趣旨及び実現可能性を損なわない範囲で、市と使用範囲、使用日時、事業内容、光熱水費等の負担その他必要な事項につい

て調整を行うものとする。

イ 前号の調整が整った者を、対象施設の使用予定者とする。

ウ 使用許可候補者が辞退した場合、必要な調整が整わなかった場合又は使用許可に至らなかった場合は、市は、評価基準を満たした他の提案者の中から、改めて使用許可候補者を選定することができる。

エ 使用許可を受けようとする者は、別途、行政財産使用許可申請書を市が指定する期日までに提出し、市長の許可を受けなければならない。

オ 使用に当たっては、転貸の禁止、原状回復義務、損害賠償責任、損害保険への加入その他仕様書及び市長が指定する条件を遵守しなければならない。

カ 使用許可候補者としての選定は、行政財産の使用許可を確約するものではなく、必要な調整及び申請手続を経て、市長が使用許可を行った時点で対象スペースを使用できるものとする。

キ この要領に定めるもののほか、使用許可に関する条件は、有田市福祉館なごみ設置及び管理に関する条例その他関係法令及び例規に定めるところによる。

10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 「4. 参加する者に必要な資格及び事業実施上の条件」を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領で示された提出期日等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11. その他

① 本企画提案事業への参加に要した全ての費用は、参加者の負担とする。

② やむを得ない理由により本企画提案事業を中止する場合であっても、本企画提案事業に要した費用を本市に請求することはできない。

③ 本企画提案事業の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

④ 本企画提案事業にて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12. 問い合わせ先

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市役所 福祉部 福祉課 担当 石本・橋谷

TEL:0737-22-3589 E-mail:fukusi@city.arida.lg.jp